

総務部

議案第 3 4 号、大津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第 3 5 号、大津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第 3 6 号、大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

議案第 3 7 号、大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制
定について

議案第 3 4 号から議案第 3 7 号について、一括議題としてご説明いた
します。当議案は、パートナーシップ宣誓制度における基準の明確
化等にかかるものでございます。

まず、2 ページ目をお願いいたします。まず、1 の改正を必要とする
条例については、記載のとおりであります。

次に 2 の改正の趣旨について、1 点目は令和 6 年 9 月に滋賀県にお
けるパートナーシップ宣誓制度の創設の趣旨を踏まえ、本市において
基準を明確化する改正を行うものです。2 点目は、育児休業、介護休
業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を
踏まえ、関係条例の改正を行うものです。3 点目は、雇用保険法等の

一部改正を踏まえ、関係条例の改正を行うものです。

3 ページ目をお願いいたします。3 の内容についてであります、まず、1 点目のパートナー関係にある者を対象者として明確化することにつきまして、改正については以下の4 つとなります。いずれもこれまでから事実上婚姻関係にあった者を配偶者として認めていたものの、パートナー関係にある者が明確化されていなかったことから今般明確化するための改正を行うものです。2 点目の所定外労働の制限の対象を拡大することについては、これまで残業免除の対象が3 歳に満たない子を養育する職員となっていたものを小学校就学前の子を養育する職員に拡大するものです。3 点目につきましては、介護による離職防止のために、雇用環境の整備や個別の周知・意向確認等による周知の強化を図るものです。4 点目につきましては、おおむね4 年以内の退職者で安定した職業以外の職業に早期に再就職した場合に支給される就業手当が廃止されることに伴い、文言の整理を行うものです。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。